

Cebu International Academy

規定書 2026

第 1 条 (目的)

この規定は Cebu International Academy (以下" CIA ") の校則として、本学 CIA で英語語学研修を行う学生 (以下" CIA 学生 ") が安全に滞在し、効果的に英語教育を受けるために遵守すべき事項を定めるものです。

第 2 条 (遵守義務)

- CIA 学生は、本校 CIA が定めるすべての規則・規定を厳守しなければなりません。
- 掲示板に掲示されるすべての通知・案内を自身で確認し、遵守する義務があります。
- 本校 CIA スタッフの指示に従う必要があります。指示不履行や学習態度の不良が認められた場合、警告または返金なしの退学となることがあります。
- デイリーテスト、レベルテスト、模擬試験、自習時間を含む、学校が定めるすべての正規授業に出席しなければなりません。

第 3 条 (改正)

CIA は、必要と判断した場合、開始日、カリキュラム、プログラム、校則を変更する権利を有します。

第 4 条 (門限)

CIA 学生は、本校 CIA によって定められた以下の門限時間を遵守しなければなりません。

備考	区分	門限時間	
翌日授業がある場合	平日 (日～木)	22:00	門限を破った場合は翌週末外出禁止
翌日授業がない場合	週末 (金～土) 祝日の前日	00:00 MN	門限を破った場合は翌週末外出禁止

※翌週が退寮 (卒業) の週の場合、月曜日から金曜日外出禁止

第 5 条 (正門の出入り)

- 平日 (月～金) の授業時間中は、無断外出や授業欠席は認められません。
- CIA 学生は、門限以降は一切の外出ができません。
- 無断外出・門限違反をした生徒は減点対象となります。

第 6 条 (休日と祝日)

本校 CIA の休日・祝日はフィリピンの公式祝日に従います。祝日や自然災害時は休校となり、振替授業や返金はありません。

第 7 条 (外泊と外出)

- 本校 CIA は、CIA 学生の安全確保のために無断外泊、無許可での夜間外出は禁止します。
 - 平日の旅行は不可とする。但し、下記の事項にのみ許可します。
 - 家族・知人が訪問する場合 (フィリピン人の知人は不可。事前にオフィスに報告する必要あり。家族・知人の航空券のコピー要提出)
 - 航空券をあらかじめ予約してある場合 (航空券を使っでの旅行のみ許可。航空券のコピー要提出)
 - CIA 学生は、外泊・外出をする際は旅行計画書 (トラベルフォーム) の提出を遵守しなければなりません。
 - 外泊届は翌日授業がない場合 (休日) のみ可能です。
 - 事前にトラベルフォームを提出し、承認を得る必要があります (祝前日・金曜まで)。
 - 休みの前日 17:00 までに申請。遅れた場合、外泊・旅行申請は一切受理しません。
 - 平日の旅行は航空券の証明が必要です (午後出発でも午前授業は参加必須)。
 - 日帰りの旅行でも、6 時以前に出发が必要な際は届け出を必須とする。(ツアー申し込み必須)
 - 申請時は証明書類 (予約表・レシート・写真等) を窓口 2 番へ提出してください。
 - 申請後、旅行しない場合や内容変更時は必ず事前連絡をしてください。
 - 旅行計画書を提出せずに外泊、旅行をした場合、いかなる理由であっても無断外泊とみなし、それに伴う警告措置を取るものとする。
- ※旅行による長期欠席は出席率に含まれるので注意すること。

第 8 条 (保険)

CIA の学生は、日本で事前に保険 (留学生保険、旅行保険) に加入するものとし、学生個人での外出や旅行時に発生する事故や怪我についても、本校 CIA 側では一切責任を負う義務はなく、学生個人が直接加入する保険の補償限度内でのみ補償を受けるものとします。

- 保険未加入の責任も学生本人にあるものとします。
- 本校 CIA 主催の団体の活動の場合でも、指示に従わず CIA の学生個人の行動で発生した事故については責任を負いません。
- 研修期間を延長した場合は、CIA 学生本人の責任で保険を必ず延長しなければなりません。延長期間の事故等に対する責任は、上記の内容と同一とします。

第 9 条 (スケジュール)

CIA 学生は平日 (月～金) には、下記スケジュールに従って行動しなければなりません。

< 月～木曜日 > 45 分授業		< 金曜日 > 40 分授業	
時間	日程	時間	日程
06:40 - 08:00	朝食	06:40 - 08:00	朝食
07:20 - 07:50	単語テスト	08:00 - 08:40	1 限目
08:00 - 08:45	1 限目	08:45 - 09:25	2 限目
08:50 - 09:35	2 限目	09:30 - 10:10	3 限目
09:40 - 10:25	3 限目	10:15 - 10:55	4 限目
10:30 - 11:15	4 限目	11:00 - 11:40	5 限目
11:20 - 12:05	5 限目	11:45 - 12:25	6 限目
12:05 - 13:05	昼食	12:25 - 13:30	昼食
13:05 - 13:50	6 限目	13:30 - 14:10	7 限目
13:55 - 14:40	7 限目	14:15 - 14:55	8 限目
14:45 - 15:30	8 限目	15:00 - 15:40	9 限目
15:35 - 16:20	9 限目	15:45 - 16:25	10 限目
16:25 - 17:10	10 限目	16:30 - 17:10	11 限目
17:15 - 18:00	11 限目	17:15 - 18:00	アクティビティ (スピーチコンテストなど)
18:05 - 19:00	夕食	18:00 - 19:00	夕食
18:00 - 22:00	自由時間 / 門限 / 消灯	18:00 - 24:00	自由時間 / 門限 / 消灯

※上記スケジュールは現地の事情により変更する場合があります。

【朝の単語テスト】

- ESL コース: 不参加・無記名または 3 点以下の場合、その当日の外出が不可となります。
 - － 月～木のテストスコアの合計が 40 点中 24 点未満の場合、その翌週末 (土、日) に外出が制限されます。
 - TOEIC/IELTS/Business コース: 不参加・無記名または 10 点中 7 点未満の場合、当日の外出が不可です。
 - － 月～木のテストスコアの合計が 26 点未満の場合、その翌週末 (土、日) に外出が制限されます。
- ※外出制限の該当週に退寮予定の場合は、平日 (月～金すべて) の外出が制限されます。

第 10 条 (講師の欠席)

- 1:1 クラスの講師が欠席した場合、その授業について本校 CIA は CIA 学生に代替講師もしくは補習授業を割り当てます。グループ授業は自習への振り替えとなります。
- CIA 学生本人の都合で欠席した場合には、CIA は補習授業を提供しません。

第 11 条 (出欠状況管理)

本校 CIA は、以下の事項により CIA 学生の出欠を管理するものとします。

- 授業開始 5 分後以降の入室は欠席とみなします。
- 病気による病院の外来診療と入院の場合、事前に学校ナースへ報告することで欠席扱いにはなりません。
- 具合が悪く授業に出席できない場合、昼食を基準に午前全欠席、午後全欠席、全日全欠席の 3 つの中から選択し、欠席届 (Absent Form) を提出すること欠席届への申請は月曜日から金曜日は、午前は午前 7 時 20 分から午前 7 時 50 分。月曜日から木曜日は、午後は正午 12 時 05 分から午後 12 時 55 分までとします。金曜日は、午後は正午 12 時 30 分から午後 13 時 20 分までとします。それ以外の時間帯での申請は認めません。
- 欠席届の申請は、1 週間に 2 回まで申請可能。それ以降は、医師による診断書が必要。診断書を提出できない場合は、3 回目以降は無断欠席となる。
- 欠席届の提出なしに授業を欠席した場合は、無断欠席とみなされ、それに伴う措置がとられます。

- 無断欠席が週に 6 コマ以上の場合は、翌週末（土曜、日曜）外出が制限される。※外出制限の該当週に退寮予定の場合は、平日（月～金すべて）の外出が制限されます。
- 欠席による出席率が 90%未満の場合は、本学 CIA の修了証を受け取ることができません。

第 12 条（外出・旅行制限）

平日や週末の外出や旅行は 1 週間（毎週月～金曜日）の学生の授業出席率や罰点の現状に応じて以下のように制限されます。

（平日の外出制限）

- デイリーテスト不参加もしくは 3 点以下の者。（TOEIC/IELTS コースの場合は 7 点に達しない者）
- 退寮予定の前の週に罰点 10 点以上、欠席 6 コマ以上、もしくはウィークリースコアに達しなかった者。

（週末の外出制限及び旅行制限）

- 1 週間罰点 10 点以上付与された者
- 1 週間の授業欠席 6 コマ以上の者
- デイリーテストのウィークリースコアが基準点に満たなかった者

※上記に 1 つでも該当する学生は外出、外泊、旅行が制限されます。

- 平日外出が制限される学生のリストは毎日学校内の掲示板に公示され、週末外出/外泊や旅行が制限される学生は、毎週火曜日に公示されます。掲示板のリストを必ず自身で確認することとします。
- これらの制限を破り、学校の外へ出た場合は更に罰点が付与されます。（必要に応じて別途、個人カウンセリングも実施）。

第 13 条（静粛時間）

11:00 PM から翌日 6:00 AM までは就寝時間とし、他の学生の就寝を妨げるような行為や CIA 内で騒いだり迷惑を与えた場合には減点・警告を与えるものとします。

第 14 条（キャンパス内禁止事項）

CIA 学生がキャンパス内禁止事項の違反を行った場合、本学 CIA は警告または退学措置を取ることができます。禁止事項の詳細についてはオリエンテーション資料を確認すること。

主な違反例

- 他の部屋への出入り（同性・異性関係なく）
- 薬物などの違法行為を行った場合
- 門限違反・無断外泊
- 禁止区域への立ち入り（カジノ・ナイトクラブ）
- 寮の部屋、施設、設備を無断で改造する行為、損傷を与えた場合
- 寮に危険物を持ち込んだ場合
- 他の学生・スタッフ・先生に迷惑や被害を及ぼす行為・暴力行為・誹謗中傷・名誉棄損
- アルコール類の持込み・飲酒、賭博をする行為
- 頻繁な欠席又は授業を妨げる行為
- マネージャー・スタッフの指示に従わない場合
- 喫煙が許可されていない場所での喫煙：5,000 ペソ罰金
- 酩酊による嘔吐：5,000 ペソ罰金

第 15 条（警告と減点制度）

- CIA は学業向上の雰囲気作りや学生の安全を確保し事故等を未然に防止するために、本校 CIA の規定に沿って違反を行った CIA 学生に対して警告または退学措置をとることができます。本校 CIA の規定に沿って、罰点が 4 週間で 16 点を超えた場合は退学措置をとりますが、場合によっては警告の累積とは関係なく退学措置をとることができます。
- 場合によって学生の警告内容等をエージェントや家族へ通知します。学生が集会を開いたり、客観的な事実に基づかない学校中傷、学生を扇動して学校側が被害を受けた場合は法的被害補償に関する訴訟をとることができるものとします。
- すべての事項は、本校 CIA の校則によるものとし、すべての法的問題との訴訟は、本校 CIA 側が指定権限を有します。

第 16 条（退学）

CIA の学生が以下に列挙した各項のいずれかに該当する場合には、本学 CIA は退学を指示することができるものとする。

- 罰点（警告）処分を受け、院長が退寮措置が必要であると認めた場合
- 本学 CIA のガードに金品を渡す行為：いかなる理由であっても、金品を提供した場合（または賄賂とみなされるもの）
- 本学 CIA の許可なしに部外者や卒業生を出入りさせた場合

- 泥酔状態で他の学生に迷惑行為を及ぼしたり、CIA スタッフや学生との争いや喧嘩、学校の器物を破損した場合
- 規定に違反し、本学 CIA スタッフやガードの指示に従わずに反抗・妨害する行動、暴言や暴行などがあった場合
- 寮の部屋や教室を含む学校内で異性間の不謹慎な行動をした場合
- 寮で備え付け以外の電熱器具、調理器具を利用して調理したり、火災が起こり得る行動をした場合
- 自分のお部屋以外の出入り
- 法律に触れる行為

第 17 条 (部屋のチェック)

- 本学 CIA は、規定違反、並びに点検する必要があると判断した場合は、寮の部屋の点検を行うことができます。学生不在時であっても学生の許可なしに部屋に立ち入ることができるものとします。

第 18 条 (寮の清掃)

- 寮の掃除は、各部屋ごとに週 2 回 (プレミアムシングル以上は週 3 回) 実施され、またベッドリネン交換 2 週間に 1 回実施されます。
- お部屋の不備に関しては CRO ヘリクエストされたものに対して、可能な限り早急に対応するものとします。
- 学生不在時に清掃を行うため、個人の現金や貴重品等はクローゼット、または各個人のスーツケースに鍵をかけ保管し、自己管理するものとし、盗難・紛失については本学 CIA は一切責任を負いません。また、上記トラブルを防ぐため、本学 CIA は学生の机やクローゼット内部等の清掃を行いません。内部寮で使用するセーフティーボックスの電池は学生負担とします。

第 19 条 (ランドリー)

- 洗濯は週 2 回 (プレミアムシングル以上は週 3 回) 出すことができます。洗濯を預ける際には、洗濯数量と状態をランドリースタッフと共に確認した後、専用の用紙に署名します。(例: タオル 5 枚/ズボン 2 着/ T シャツ 4 着) 天候にもよりますが、2 日後にランドリースタッフから受け取り可能です。洗濯を受け取る場合にも必ず数量および本人所有の洗濯であることを確認した後、再度同じ専用の用紙の受け取り欄に署名しなければなりません。必ず本人が受け取り署名を行うものとします。下着は CIA 学生各自で洗濯するものとし、ランドリーに預けることはできません。
- 弊学での洗濯は手洗いであり、日本のものに比べ洗剤の質も良くないため、洗濯物が変色したり色落ちする場合があります。よって、高価な服や傷みやすい服は各自手洗いすること。本校 CIA は変色、色落ちの場合は程度に応じて限度内で補償し、洗濯物を紛失した場合にも区分に応じて限度内で補償するものとする。
- 本校 CIA 内のコインランドリーを使用する場合は 1 回につき 200 ペソ (洗濯・乾燥) と液体洗剤を CIA 学生本人が負担する必要がある。コインランドリーには下着類も預けることが可能だが、各自用意した洗濯用ネットに入れること。
- 学校外部の民間のランドリーショップ等を利用する場合は、本学 CIA は一切責任を負わないものとします。

第 20 条 (寮の保証金)

- CIA 学生は入学時にデポジット 2,500 ペソを本校 CIA に納付しなければなりません。学生の研修期間が終了する際にはオフィスで学生本人に返金する。また研修期間中に学校の公共物や寮の備品等を破損した場合には保証金から該当金額が差し引かれ、研修期間終了時に、残りの金額の払い戻しを受けることができる。
- 破損物発見時に破損させた者を特定できない場合は、部屋を使用している学生の全体責任となり、共同で負担しなければなりません。

第 21 条 (電気料金)

- 部屋タイプを問わず月 4 週単位で 2,000 ペソを入学時に納付しなければなりません。電気使用量が常識的な利用範囲を超えると判断された場合には、退室時まで超過料金を追加納付しなければなりません。(例: 使用していない部屋でのエアコン等の電気使用)

第 22 条 (現地納入費)

オリエンテーション時に納付する費用は下表のとおりです。

内 容		納付額	説明
SSP (Special Study Permit)		8,000php	フィリピン政府が発行する特別就学許可書
SSP E card		4,500php	
I-CARD		4,500php	59日以上フィリピンに滞在する、すべての外国人が取得が必要
滞在期間 と ビザ費用	1-4週	0	料金は滞在期間によって変動し、原則、延長申請に関しては学校が代行いたします。 <u>他の語学学校を卒業後、当校へ入学される方、入寮日より前にフィリピン国内に入国される方は、VISAの期限の確認が必要です。事前に代理店様を通してお知らせください。</u> 留学期間中に海外旅行に出る場合、追加の支払いが発生する可能性があります。
	5-8週	5,130php	
	9-12週	11,540php	
	13-16週	16,080php	
	17-20週	20,620php	
	21-24週	25,160php	

寮の保証金	2,500php	備品の破損、罰金など特に問題がない場合は返金されます。
電気代	2,000php /4週間	1人あたり1週間に付き500php
水道代	1,000php /4週間	1人あたり1週間に付き250php
管理費	4,000php /4週間	1人あたり1週間に付き1,000php
教材費	2,000php～	コース変更や留学期間によって追加購入が必要です。
写真代	200php	IDカードやビザ申請に必要な写真を学校で撮影します。
ピックアップ費用	1,000php	到着後の空港から学校までのピックアップ

第 23 条 (部屋の割り当て)

本校 CIA は部屋の割り当てに関するすべての権限を持っており、学生は寮の部屋を任意に変更することはできません。

第 24 条 (火災防止)

CIA 学生は、火災防止のために、学校や寮などすべての場所においてガスバーナー、ろうそく、マッチなどの火災の原因となるすべての物品の使用を禁止します。喫煙は指定の場所以外は厳禁です。発見された場合、ただちに回収され、場合によっては警告措置をとります。

第 25 条 (修了証)

CIA 学生は最低出席日数 (全留学期間の 90% 以上) を満たし、尚且つ、ペナルティが規定範囲内で留学期間を終えた場合にのみオフィスにて修了証を受け取ることができる。しかし下記に該当する場合は修了証の発行は行わない。

- 出席日数が 90% 未満の場合
- 退学基準罰点の 50% に達した場合
- プログレステスト、スピーチコンテストに参加しなかった場合
- CIA ゼネラルマネージャー判断の下、修了証の発行が不可能な場合
※留学期間4週未満の CIA 学生はプログレステスト、スピーチコンテストの参加免除されます。

第 26 条 (払い戻し)

留学開始後に留学期間を短縮する場合は、払い戻しを受けることが可能です。

- 本校 CIA のエージェントと相談し書面にて返金申請をしなければなりません。CIA は払い戻し申請書の作成後に学生本人と面談を行い、担当エージェントに通知した後、エージェントから CIA 学生には 20 日以内に返金が行われることとする。本校 CIA 側は、担当エージェントに学生の払い戻し相談や結果を通知し、その後はエージェントが払い戻しに関するすべての責任を負うものとする。授業料の返金に関する規定は下記の条件に従う。
- 残りの期間を算定し、4 週間単位での払い戻しが可能であり、それ以外の残期間分は、払い戻しの対象とはならない。また、CIA の規則に違反し退学となった場合には、払い戻しは一切行いません。

	要請時点	払戻金額
渡航前	渡航日 29 日前まで	登録金を除いた残余学費
	渡航日 15～28 日前まで	2 週間分の寮費を除いた残余学費
	渡航日 14～4 日前まで	4 週間分の寮費を除いた残余学費
	渡航日 3 日前以降	4 週間分の学費と寮費を除いた残余学費
渡航後 (4 週単位)	留学期間の 25% 以内	(残余授業料及び寮費の 70%)
	留学期間の 50% 以内	(残余授業料及び寮費の 50%)
	留学期間の 75% 以内	(残余授業料及び寮費の 30%)
延長者	授業開始 4 週間前	4 週間分の学費と寮費の 50% を除いた残余総額
	授業開始 2 週間前	4 週間分の学費と寮費を除いた残余総額

第 27 条 (延長)

本校 CIA では、留学期間延長は学校の担当スタッフに相談し、延長費用を納付すれば可能です。

- 留学期間延長は 1 週単位より可能で、延長分の費用は担当エージェントを通してコース開始日 2 週間前までに納付しなければなりません。期限までに納付されない場合、講師や部屋の確保できないなどの理由から延長をお断りする場合があります。
- 現地費用に関しては、別途現地にて支払いが必要です。また、支払い前に航空券の日付変更と旅行保険の延長は CIA 学生本人が直接行い、それに伴って生じた問題に関しては、学生本人に責任があるものとします。

第 28 条 (退寮)

退寮は、登録されている退寮日の正午 12:00 までにチェックアウトしなければなりません。

- 事前にオフィスへ相談した場合のみ延泊することができます。延泊する場合は、1 日あたり定められた延泊費用がかかります。
(1 人部屋 2,500 ペソ/2 人部屋 2,000 ペソ/3 人部屋 1,500 ペソ/4 人部屋 1,000 ペソ)
- 退寮日の前日(週末退寮の場合は金曜日)の午後 5 時までにスタッフと共にルームチェックを行わなければなりません。備品紛失や器物破損が発見された場合は、保証金から差し引かれます。
- 指定された退寮時間までに部屋から全ての荷物を出し、キーカードを返却する必要があります。返却後は部屋を一切使うことができません。
- 個人の事情により、フィリピンにて追加滞在する場合には、学生本人の責任でパスポート管理やビザの延長を行うものとし、外部の滞在先で起こった事故や事件などは、本学 CIA 側には一切の責任はなく、学生本人に問題解決と出国の義務があります。

第 29 条 (空港への送迎)

- 航空機のセブ到着時刻を基準に、土曜日午後 3 時から月曜日午前 2 時の間であれば 1,000 ペソ、それ以外の時間帯は 1,500 ペソをピックアップ費用として現地到着後に納付しなければなりません。
- 退寮後に空港へ向かう際の送迎は本学 CIA 側では行わず、学生個人の責任の下で空港まで向かっていただきます。またそれに伴って発生した遅延や乗り遅れなどの問題発生時は本校 CIA は一切の責任を負わず学生本人にあるものとします。(1,000 ペソで帰りの送迎もリクエスト可能ですが、対応できない場合もあります。)